

●用途地域内の建物用途制限

分類・建築用途		地域・地区	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	第一種文教地区	第二種文教地区	特別工業地区	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
居住用	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、店舗等の兼用住宅で一定規模以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
文教	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宗教	神社、寺院、教会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療・福祉	診療所、病院、保育所、老人ホーム、公衆浴場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
商業	劇場、映画館、観覧場	客席の床面積 200 m ² 未満	×	×	×	×	○	○	○	×	⑦	○	
		客席の床面積 200 m ² 以上	×	×	×	×	×	○	○	×	⑦	○	
	ホテル、旅館		×	×	①	○	○	○	○	×	×	○	
	店舗、事務所	物品販売業を営む店舗 2階以下かつ床面積 500 m ² 以下		○	○	○	○	○	○	○	②	○	○
		上記以外の店舗		×	③	①	○	○	○	○	④	④	○
		上記以外の事務所等		×	③	①	○	○	○	○	○	○	○
	風俗営業	キャバレー、バー、ダンスホール		×	×	×	×	×	○	○	×	×	×
		マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等		×	×	×	○	○	○	○	×	○	○
自動車車庫等	2階以下かつ床面積 300 m ² 以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3階以上又は床面積 300 m ² 超える		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
工場等	倉庫業、自動車修理工場で床面積 300 m ² 以下		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業で、一定規模以下の兼用住宅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積が 50 m ² 以下で、環境悪化等の極めて少ないもの		×	×	○	○	○	○	○	⑤	○	○	
	作業場の床面積が 150 m ² 以下で、環境悪化等のおそれの少ないもの		×	×	×	×	○	○	○	⑤	○	○	
	作業場の床面積が 150 m ² を超え、又は環境悪化等のおそれのややあるもの		×	×	×	×	×	×	○	⑤	○	⑥	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの		×	×	×	×	×	×	×	⑤	○	×	

- ：建築できるもの ①：3,000 m²以下に限り建築可 ②：マーケット以外は建築可 ③：2階以下かつ1,500 m²以下に限り建築可
 ×：建築できないもの ④：知事が指定したものの以外は建築可 ⑤：旧工場公害防止条例別表の作業を行う工場以外は建築可
 ⑥：環境悪化等のおそれの少ないもので、作業場の床面積 450 m²以下に限り建築可 ⑦：映画館のみ建築可

注) 本表は、建築基準法第 48 条～ 51 条及び別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。